

法教育推進協議会（第10回）議事録

日 時 平成18年9月26日（火）
午後3時05分～午後4時30分

場 所 法曹会館 高砂の間

法務省

議 事

土井座長 それでは、法教育推進協議会の第10回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の配布資料を事務局からお願いいたします。

よろしく申し上げます。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1でございますが、「法教育推進協議会で出された主な意見(案)」と題されている書面でございます。これにつきましては、後ほど御議論いただきたいと思います。

資料2でございますが、「法教育DVDたたき台」と題する書面でございます。

それから、資料3としてQ&A対比表と題する書面でございます。資料2及び資料3につきましては、教材改訂検討部会の進行状況等を御報告いたしますときに使わせていただきます。

その他、幾つか配布させていただいております。まず第1に、11月19日、大阪ビジネスパーク円形ホールで行われます「法教育シンポジウム」の御案内を配らせていただいております。これにつきましては、後ほど再度御案内させていただきたいと思います。

また、前回の議事録案もお配りしておりますので、大変恐縮でございますが、一度目をお通しいただきまして、修正等御意見ございましたら、10月6日、金曜日までに事務局あてに御連絡いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からの資料の説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

本日は、これまで専門の先生方からお聞きしたお話を一旦整理し、法教育推進協議会として、法教育の骨格をどのように整えていくかについて協議を行いたいと考えております。

これまで法社会学を御専門とする橋爪大三郎先生、法理学を御専門とする田中成明先生から、法の基礎理論に関してお話を聞きし、また、その他の分野として、経済について猪木武徳先生、政治については佐々木毅先生からお話を聞きいたしました。今後さらに法と重要な関連を有する倫理あるいは憲法について、それぞれ専門家の先生をお招きしてお話を伺うことにしたいと思っております。

そこで、まず、本日は法の基礎理論に関してお伺いしたお話を整理した上で、法教育が目指すべきもの、すなわち、自由で公正な社会の担い手として身につけるべき法的資質について協議を行いたいと思っております。

事務局で、橋爪先生、田中先生のお話をまとめたものを、「法教育推進協議会で出された主な意見」として整理いたしましたので、委員の皆様の記憶喚起の意味を含めまして、事務局から内容を御説明いただければと思っております。

それでは、吉村参事官、よろしくお願ひいたします。

吉村参事官 それでは、御説明いたします。それぞれの先生方から大変重要なお話がございました。また、レジュメ等に記載された内容につきましても、非常に示唆に富むものがあるかと思っております。これらの内容につきまして、「主な意見」ということでまとめさせていただきました。もとより私どもで十分理解できなかった部分もあるかと思っておりますので、その点については後ほど委員の先生方に御意見をお伺いできればと思っております。

まず、1として法の特質という項目を掲げってみました。法の特質に関しましては、6つほ

ど書いてございます。

1つ目は、田中先生より御指摘いただいたこととございます。田中先生によりますと、法には以下のような特質があるのではないかとということで、 から までの項目が掲げられております。

としては、強制権力を行使する権限を付与するという側面と、それを規制するという側面。 として、一般的なルール・原理によって権利義務関係を規律するという側面。 として、法的な意思を決定する方式を定める。このような特質があるというように整理されているかと理解しております。

それ以降につきましては、橋爪先生の御意見をまとめたものでございます。

1点目としては、法が法として存在し、その機能を果たしていくためには、そのための前提として備えていなければならない、あるいは実現しなければならない、一定の内在的価値があるという点でございます。

2点目といたしましては、法には強制力があるという特色が上げられるわけでございますが、法の強制力を裏付けるものは、物理力ではなく、法の正しさである。こういう観点が必要であるということが言われております。すなわち、強制力の根本的なところとしては、人々の同意、人々の承認があるんだという指摘であろうと思います。人々がそれを理解し、それに信念を持ち、そして、意識を持つというのが法的強制力の根拠になっている、こういう指摘であろうと理解します。

3点目でございますが、近代市民社会においては、すべての法は、根拠が明確でなければならない、そしてまた、その内容が合理的でなければならない、こういった根本的な意識がある。また、法に従う個々人は、自分が正しい法に従っているかどうかということをご自己責任でいつもチェックする必要がある。これが近代市民社会での法の在り方であると指摘がされております。

4点目でございますが、近代になるに当たって、議会の機能が立法権を行使することに代わったことに伴って、議会が法律をつくることに対して国民が信頼し、それを信認することが重要になってきている。その重要になったことを受けて、立法機関が私たちの法をつくっているんだという信頼を常に確保していくことが法教育で重要な機能になってくるのではないかと指摘でございます。

それから、最後のところでございますが、実際は社会の中でみんながルールをつくり、それを守りながら、契約などを通じて、裁判所に行かずに法を使っている。このように日常生活の中で、法をつくって、法を自ら執行し、法を利用するのが正規の状態、そこがうまくいかなかった時に病理が発生し、その病理が発生したときに裁判のシステムが使われるのだと。こういう全体的な理解、そして、それぞれの部分の理解を本末転倒させていけないという点が、法の特質として御説明があったものと理解しております。

2といたしまして、法の社会的機能という項目をまとめさせていただきました。これは主として田中先生の御意見を整理させていただいたものでございます。法には、以下のような機能があるということで、4点ほどの御指摘がございました。

としては、社会を統制する、social controlという機能があるという点でございます。これはある意味で刑事法の分野を中心としたところでの見方であろうということでございますが、典型的には刑罰を念頭に置きながら説明をされていると思います。犯罪に対して刑罰

を規定する。すなわち、犯罪と刑罰を規定することによって犯罪を抑止する、また、犯罪が発生したときは処罰する、こういった行動様式を、強制的サンクションを使って義務づけていくという機能があるということでございます。

強制的な権力が法にあるということに伴って、強制権力の行使を法によって規制されること法が法の支配の核心的な要請であるという御説明でございます。

他方で、強制、強制ということではなくて、自由の保障のための強制なんだということ。また、秩序や安定・安全があつての自由という側面があるという御指摘でございます。

といたしましては、活動促進と書いてございますが、一般の市民あるいは私人の経済活動を含めた活動を促進していくという側面が法にはあるということでございます。主として民事法中心の見方であろうということでございます。私的自治の原則、すなわち、私人相互の自主的な活動を予測可能で安全なものとする指針と枠組みを与える、こういった機能があるということでございます。

具体的な特徴といたしましては、人々は法的規制・保護の客体だけではなくて、法を用いて、それを動かしていく主体でもあるという面が前面に出てくるのが特徴であるということでございます。

この場面では強制的サンクションは合意が形成され、それが実現していくことを間接的に促進し外面的に保障するための補助的役割を果たしているんだという点でございます。

それから、法の社会的機能の は、紛争を解決するという機能でございます。これは手続法あるいは訴訟法、あるいは、司法制度、こういったものを全体として見た場合の見方であろうということでございます。すなわち、一般的な法的な基準を規定することによって、紛争を予防するとともに、紛争解決の基準あるいは手続を整備して、最終的には裁判所が公平な手続に従って公権的な裁定を下す、こういった仕組みを提供していくということが法の機能としてあるということでございます。これは、先ほど述べました社会統制や活動促進といった機能を実効あらしめるために、紛争解決という機能を法が持つことも不可欠なものとなってくるということでございます。

といたしましては、資源配分的な機能ということでございます。これは行政法とか社会法、経済法などの分野においての中心的な見方でございます。とりわけ現代国家においては一定の政策目的を実現するために法がその手段としてあるんだと、こういう側面があるということでございます。これは行政機関への指示・指図が中心であつて、個人への行為規範あるいは裁決規範、裁判規範ということかと思いますが、行為規範とか裁判規範といった重層方式ではないんだということでございます。

特徴といたしましては、公的な規制保護といった従来の機能から、人々が法を用い動かす自立的な能力を強化して、人々の自主的な活動促進ができる限り公正な状況で行われるように、社会経済的な条件を整備する方向、empowerment重視の方向へ動いているというのが今の特徴だろうということでございます。

以上のように、法については4つの機能があるということを前提として、法の社会的機能といたしましては、この4つの機能の相互の関係についてどうとらえるのかということでございますが、まずは社会レベルで私人相互間の水平関係をベースにして、活動促進機能を中心に捉え、社会統制機能はその外枠であり、紛争解決機能は、活動促進や社会保障が円滑、公正に作動するための装置である。こういった関係として捉えるという御説明かと思ひます。

また、法が実際に社会において果たしている役割を理解する場合、法の第一次的な役割と、第二次的な役割という関係を理解しておく必要があるのではないか。すなわち、法の第一次的な役割といたしましては、人々が自主的に活動するために準拠あるいは依拠すべき枠組みあるいは指針を示して、公正で安全な社会生活が円滑に営まれることを確保するという位置付けがされております。そして、司法制度はこのような円滑な法システムの作動、オペレーションに支障が生じたときに、その回復を図るために強制的な権力を用いて機能するという第二次的な役割になる。こういう関係を理解しておく必要があるのではないかということだろうと思います。

最後のところは法教育においてもしばしば指摘されているところでございますが、法の社会的な役割を理解する場合、法の本質的なところは強制的な命令システムではなくて、多様な考え方、生き方をする人々がお互いに自由平等な人格であることを相互に承認、尊重しあいながら、公正な手続にのっとり共通の法適用に基づく自主的な取引交渉あるいは理性的な議論を行って行動を調整していく、こういったフォーラムだという理解が重要なのではないかと御指摘がございました。

以上が、法の社会的機能に関するところでございます。

3は、法が実現すべき価値という点についての御説明をまとめさせていただいたものでございます。これは田中先生の御意見を整理したものでございますが、今後、法教育が学校教育を含め社会全体に定着していくために、法教育が何を目指していくべきかという、法教育推進協議会において改めて明確にしていかなければいけない課題にもつながるものだろうと思います。したがって、法が目指すべき価値というものについて、法教育推進協議会としてどのようにお考えいただき、また、一社会人として身につけていくべき法的素養というのはどういうものなのか、こういったことをこれから御協議いただく必要があると思いますが、御協議をいただくに当たっては、法が実現すべき価値は何なのかという部分がかなり重要になってくるのかなと事務局では思っているところでございます。

中身に入らせていただきますが、法が実現すべきものとして幾つかの価値を御指摘いただきました。(1)としては「正義」という価値があるのではないかということでございます。

この「正義」の捉え方についてはさまざまな視点で取り上げていくことを前提に、として実質的な正義という点を取り上げております。これは、基本的に法外在的な価値であろうと田中先生は整理されておりますが、同時に政治や経済、道徳とも共通する価値ではないかと整理されております。

といたしましては、形式的正義ということでございます。ある意味で非常に形式的に扱うということでございますが、「等しいものは等しく、等しくないものは等しくないように取り扱うべきだ」ということでございます。自主的な正義の中身いかににかかわらず、一般的なルールが存在と公平な適用を要請するものではないか。こういった形式的正義というのは恣意専断を抑止し、予測可能性を確保していくと。こういった法内在的な価値ではないかという整理がされているかと思っております。

の正義の観点として、手続的な正義ということでございます。関係してくる者、そこに関わっている者、そういった関係者をできる限り対等に扱って、公平に参加する手続的な機会を保障するものであろうと思っております。それは、関係者を対等に扱うということとともに、それを裁定する者が公正でなければならない、中立でなければならないということも当然含

んでくるということでもあります。その手続は合理性がなければならないという御指摘もあろうかと思えます。

といたしましては、個別な事案に応じた正義。英米法でいうequity, 衡平といった観点からの正義でございますが、これは具体的な当該事案に応じた具体的な妥当性を確保していくといった観点からの正義もあるということでございます。

として法的正義 (legal justice), 法に沿った正義, legality, あるいは, 法に内在する正義, このようなところを総称しているかと思えますが、法的正義として指摘されるものとしては, law and orderということで、やや保守的な遵法精神の強調という観点のもの、あるいは、法的な安定性という観点、このようなものが含まれてくるかと思えます。

(1)として御指摘いたしましたのは、こういった正義をさまざまな角度からあり得ると、こういった価値が法が実現すべきものであるという指摘でございます。

(2)としては、正義以外にも実現すべき価値があるということで、幾つかの観点を御指摘いただいております。

としては、「自由」という価値でございます。この自由とは何なのかということについては、無制限の自由ではないんだと。法的な自由という以上は権利と義務が複合したものであるという位置付けでございます。それは、利害関係を異にする多数の人々の自由を相互に尊重するルールが必要になってくるんだということにもつながるものであろうと思えます。

自由についての法的規制については、自由で責任を負う人格の承認が前提となっているということでございます。

といたしましては、「平等」でございます。平等については、土井座長が御専門とされるところでございますので、必要に応じて御質問いただければと思えますが、平等の捉え方もいろいろあるということでございます。憲法学においてもいろいろと捉えられているとあり、形式的平等と実質的平等という観点での分類、あるいは、機会の平等と結果の平等という観点での分類がされているところでございます。

田中先生の整理といたしましては、法的規制は形式的平等とか機会の平等と親和性があるのではないかと御指摘になっております。これについての法の関わり合い方は、自由に対する関わり方と同様に、ネガティブ・アプローチであって、不当な自由を制限したり、不合理な格差をなくするといったところに法の主眼があるのではないかと御指摘がございました。

それから、の価値といたしまして、「公正」という価値をあげていただいております。公正とは何なのかということについては、手続的な価値にかなりウエイトを置いた観念であろうということでございますが、手続的な価値といっても、手続過程だけではなくて、内容や結果の規制原理ともなりつつある、近時の傾向としてそうなっているのではないかと御指摘がございました。

といたしましては、「権利」「義務」「責任」という概念でございます。「権利」「義務」「責任」は、法だけではなく、政治や道徳においても共通に用いられる用語でございますが、法以外の場面で用いられる「権利」「義務」「責任」というのは、法規万能主義の弊害を除去することに意味がある。例えば、法的な責任さえ果たしていればそれでいいんだという言われ方が、場合によっては法規万能主義から言われることがあり得るわけですし、あるいは、政治とか道徳の側面では、それではないんだという観点で、この「権利」「義務」「責任」と

いう概念が使われるということでございます。

それから、「権利」「義務」「責任」というものの中には、契約など自分が参加した意思決定から生じてくるものと、国家など共同体に属していることから出てくるものがあり、これらの区別を意識しておくことが重要であるという御指摘がございました。

の価値として「法の支配」という価値を御指摘いただきました。「法の支配」ということにつきましては、正義原理と法システムを架橋する原理だそうでございます。「法の支配」というのは、基本的には法によって権力を規制するというのが核心的な要素になっているわけですが、それだけではなくて、価値理念や制度原理に対して、この「法の支配」というものが、どこまで内容として要請しているのか、それをどこまで拡げていくのかということについては、意見の対立があるそうでございます。

例えば、価値理念に対して法の支配が何を要請しているかということについては、形式的正義あるいは手続的正義だけにとどまるのか、あるいは、もっと具体的内容として、基本的な自由とか平等の保障まで含んで理解するのかということ、あるいは、制度原理については法の支配から権力分立制度だけが要請されてくるのか、あるいは、司法審査制や裁判を受ける権利まで要請されていると理解するのか、こういったところでございます。

そして、現代法のもとでは資源配分的な機能、先ほど法の機能の中で説明しましたが、この資源配分的な機能が重視されて、行政活動のウエイトが高まってきているので、一般的なルールによる権力コントロールという側面よりも、一般的なルールに基づく権利行使の説明責任にウエイトを置いて理解する傾向が出てきているのではないかとございませう。

続きまして、4として、法の特質とか役割、基本的な価値、1、2、3で取り上げたものでございませうが、これを理解するための視点として、どんなことを考えていけばいいのかということについて御意見をいただいたところでございませう。1つ目の から5つ目の については、田中先生に御指摘いただいたところでございませう。6つ目、7つ目については橋爪先生から御指摘いただいたところでございませう。

最初のところについては、皆さん御承知のとおり、法教育研究会の報告書において、法教育が目指す目標は次の から までのように整理されているところでございませうが、田中先生の整理では、法について理解するためには、法の形成の段階から始めることが肝要であると。すなわち、意見や利害の対立を調整し、解決していくルールづくりが理解の端緒となるのが望ましいのではないかと御意見をいただきました。また、ルールづくりにかかわる法が共生のための相互尊重のルールであるということと、 があるように、私的自治など私法の基本的な考え方、あるいは、憲法の価値との関連をどう理解していくのかということを考えていかなければいけないということでございます。

それから、ルールの執行・適用に関する問題解決の適正な在り方を理解すること、立法・行政・司法の役割分担と、立法・行政・司法というそれぞれの機関と私人と関わり合い方、これらの権力に対して私人、国民がどのように参加していくのか。こういったことについて理解することも重要であるという御指摘がございませう。

そして、全体的には、法規万能主義に陥らないように、法律という観点だけではなく、政治・経済・道徳などの相互関係、差異化を理解していく。そして、これがいろいろなものを規制したり保護したり、あるいは問題を解決するために、利用可能な手法の「ワン・オブ・ゼム」という視点が必要であるという御指摘がございました。

続いて、橋爪先生からの御指摘でございますが、子どもたちの成長過程などを考えますと、いきなり大人になって有権者としての行動をするわけではなく、子どもは徐々に社会的存在として責任を持たされ、ルールにかかわるようになり、また、ルールの主体となり、適切に行動するということを学ぶわけです。こういった学んでいくためのチャンスは学校に求めることができるんだということでございます。

最後のところでございますが、学校は一定期間集団生活をする場であり、学校は家庭から社会へ踏み出していく最初の一步となる。学校のルールは社会のルールと一致していれば一致しているほど望ましく、このようなことがうまくいけば、法は自分を守ってくれるものである、あるいは、法は必要なものである、法は正義である、こういった感覚が身についていくのではないかと指摘がございました。

ざっとでございますが、私ども事務局で先生方の御説明を聞いて内容を整理させていただいたものを説明させていただきました。以上でございます。

土井座長 吉村参事官、ありがとうございました。

それでは、資料1を素材にしつつ、法教育推進協議会として法教育の基本的な骨格をどのように整えていくかについて協議を行いたいと思います。最終的には法教育の骨格、つまり法教育によって身につけるべき法的資質の骨格を、A4一枚程度に収斂させていく作業になるかと思いますが、本日はあくまで協議・意見交換の最初でありまして、本日の意見のみで整理するというわけではございません。また、これまでの専門家の先生のお話と併せて、幾つかの法教育授業の実践についても御報告いただいておりますので、それを踏まえて、法教育によって何を次の世代に伝えていくべきかという点につきまして、委員の皆様方から、それぞれがお感じになっている点について御意見をいただければと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますので、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。いずれの点からも結構でございますので、御意見ありましたら、よろしくをお願いいたします。

大杉委員 この中で、法が実現すべき価値というところが一番難しいと言いますか、ポイントになるかと思いますが。学校の中では、例えば経済を学習すると効率と公正という形で、経済現象を見る目を養うようにしますけれども、その根底には効率化、公正化という経済的な価値があると思うんですね。そういう意味では、法が実現すべき価値ということと、ここで言う「政治」と「道徳」は非常に重なりあっていると思います。それらをトータルして示した上で、学校での道徳の時間であるとか、あるいは、社会科の中でも経済の学習、法の学習や政治の学習というものがあって、これだけ並ぶと私自身も少し混乱しているのですが、うまく整理ができるように、どのようにすればいいのかと感じているところです。御意見あるいはお考えがありましたら、お教えいただきたいと思います。

土井座長 大杉委員から、「正義」の問題についてどう整理をしていくかという点を問題にしてはどうかという御意見がでました。今、ここから まで5つの正義概念について掲げていただいているわけですが、これを今後どのように整理をして、どうまとめていくかということだと思っておりますが、委員の皆様方の中で御意見等ありますでしょうか。

山下委員 先ほど経済の場合と比較して言われました。法が実現すべき価値、目標としてどうなのかの答えになるかは分かりませんが、若干述べます。初学者に教えるときに言うのは、法は平和と与するんだと。つまり、戦争とか災害のときには法は何にも役に立たないという

ことです。正当防衛などは後付けで法的に理由づけていますけれども、そういう侵害が目
前にあるときには、実質、法はあまり役に立ちません。では法が機能するのはどういう場面
かと言いますと、社会が安定し、秩序が安定し、もっと分かりやすく言えば平和な社会で、
お互いに相手の意見を聞き、自分の意見を言い、一定の規律のもとで解決するという状態で、
はじめて法が機能するんだと言うわけです。

法の正しさとか、そういう形では出てきていると思うのですが、実現すべき価値というの
は、少しアプローチが違いますけれども、法を語れるということは平和なんだと、そういう
状況があるんだと、そういう社会をつくらなければいけないんだというようなメッセージか
と思ったりもしております。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございます。

今おっしゃっていただいた部分は、言い方を変えれば、法が機能するための条件というこ
とでもあるんでしょうが、「正義」の中で少し性質の違うのは で、“legal justice”とい
う言い方をしてございまして、ここだけを「法的正義」と訳してしまうと、「法的正義」は
これに尽きるのではないかという誤解が出かねない部分であります。

その点の指摘もあるのですが、この部分で述べていることが、今、山下委員がおっしゃ
っていただいたことで、“law and order” というのはそういう意味です。秩序を維持するた
めの法という形であり、そのために何を要求しているかと言いますと、あるルールは守れと
いうことです。ルールの内容の適切さということについてはあまり触れていない。

から、は“equity”で、少し違う性質でもあるんですが、から の内容は、法の
内容について主だって議論をしているのに対して、は存在するルールは遵守すべきである
と。その内容が正しいかどうかということは括弧に入れて、それであっても、たとえ正義で
はないのではないかという疑念があったとしても、正当な手続を経て変更されない限り遵守
するというのが秩序であるというものです。したがって、legalityと言われたり、法適合、
適法的正義と言われるものです。結果的には法的安定性というものが出てくるところであり
ます。

ですから、御指摘のとおり、この「正義」の中の少し違った次元がございまして、その
辺りは整理しておく必要があるのかなという気はします。そのほかの点でいかがでしょうか。

江口委員 法教育推進協議会としては、法教育に対する推進の取組をやってきました。文部科
学省においてもその観点を取り入れてみると。我々としては、欠落している部分、例えば教
員向けの研修をやってみようとか、あるいは、広報活動をやってみようとか、あるいは、裁
判員制度の機会を捉えてやってみようという形で推進していくわけですね。その時に、A
4判ぐらいの法教育の法と教育をつなぐような論点を見つけようとしているわけですね。

私は法律の専門家と議論するつもりはないし、田中先生や橋爪先生は僕らにとってはブラ
スの論点を提起してくれたわけだから、ここと教育をつなぐような考え方をもう一度帰した
方がいいのではないかと思います。法自体の議論をやり始めてしまうと少しくつなくなっ
てきますし、現場の先生方はそのようなことを要求しているわけではないし、ひょっとしたら子
どもたちは「それはいいよ」と言っているのではないかという気がします。この資料はこの
資料として、私達も大学院生などに対し、すぐ授業で使おうと思うのですが、それを法教育
推進という観点から見た場合にどう使ったらいいのかというのを少し考えていただいた方が

いいなというのが個人的な意見です。

土井座長 今、江口委員から御指摘いただいた、この内容そのものの議論ということもあるんだろうけれども、この内容を実際に教育していく上においてどのような形で結びつけていくかという点について議論することも重要ではないかという御指摘だと思います。どちらの点からでも、この内容そのものに少し問題があるのではないかという御指摘、御意見でも結構ですし、このように教育の方につなげていくべきではないかという御意見、両方お出しただければと思います。いかがでしょう。

「正義」の部分について、私から学問的に言い出すとまたややこしい話になりかねないので、黙っていようかと思ったのですが、簡単に説明をさせていただければ、実質的正義と形式的正義が並んでいて、実質的正義の方を前に出していますが、おそらく、形式的正義の方が中心だろうと思います。特に、資料1の にありますが、後者の方がルールと言えるためには、あるいは、法と言えるためには、最低限何を入れなければいけないかという法の最低条件の部分を指摘しておられるところだと思います。そして、そのようなルールがなぜ必要かということも指摘している部分です。したがって、どのようなルールかということはあまり問題にしないということです。悪いルールもあるし良いルールもあるかもしれません。

しかし、ルールがルールであるためには、単なる恣意的な命令というのではなくて、ルールと言えるためにはどういう条件が必要か。それがなぜ必要かというので、予測可能性があるとか、等しきものは等しく、つまり、等しきものには等しく提供できるからルールなんですね。1番バッターはいきなり1塁に走ってもいいけれども、2番バッターは3塁に走ってもいいし、次のバッターは突然2塁に走ってもいいと。それはそのときどきに審判が決めますよということになれば、一応審判の命令はあるわけですね。「おまえは1塁へ走れ、おまえは3塁へ走れ」という命令はあるわけだけれども、そこに共通した法則性というものがないからルールではないと。

我々は、個別の命令による支配ではなくて、ルールというものを必要としているんだという最低限の部分が何によって支えられているかということ、形式的正義の部分になるだろうと思うのです。ここはルールづくりの際にも、どのような条件を満たせばルールと言えるのか。そのときどきに感情的にルールをつくって、それでいいというわけではなくて、評価が重要なんだという指摘が授業についても以前からありました。それがここにかかわる部分だろうと思います。

では、何でもいからルールさえあればいいのかというのが次に出てくる問題で、そのルールを評価する際に、どのような点で「正義」に合致している、「正義」に合致していないというふうに考えますかというのが、大きく分けて と になるだろうと思います。 は、実質と書いてある点からもくるのですが、どちらかということと内容そのものです。の方が手続で、どのような形で処理していくかという形になっているんだろうと理解していただければいいと思います。

どういう内容が「正義」に合致しているかということにつきましては、ここが意見の分かれるところで、すべて法的に決まるという立場と、そこは政治・経済等いろいろなところの判断があるので、法から一義的に出てくるわけでないという考え方と両論あるだろうと思います。「基本的に法外在的価値」とおまとめいただいているのは、そのような意味だろうと思います。典型的には、ここには挙がっておりませんが、配分的正義と言われるものがそう

で、財をどのようなルールに従って配分するかということ、これが正義論の大きな領域になります。

能力に応じて配分するのか、必要に応じて配分するのか、あるいは、どういう手続で配分するのかといったことが問題になってくる部分だろうと思います。手続の方はどちらかと言いますと、司法あるいは裁判というものが重視している内容に密接に関わってしまっていて、裁定の公平性、中立性とか、手続参加、このようなものが重要なんだということを指摘していることだろうと思います。その意味ではこの前3つは非常に重要な役割で、“equity”だけは少し、一般に言われることですが、学校教育等でどこまで突っ込むかというのは、発達段階に応じて考えるべきことだろうなと思っています。

法教育としてどこに中核を置くかというのは、皆さんの意見もお伺いした方がいいと思いますが、実質的正義の問題について、法教育プロパーの問題として取り込むかというのは、確定的な御意見である必要はありませんので、今、委員の持っておられる感触などを言っただけだと、まとめるときにいいかなと思うのですが、何か御意見あれば、今の点いかがでしょうか。

吉崎委員 これは土井先生に質問させていただくような話ですが、「法が実現すべきもの」というのが、例えば実質的正義であれば法外在的価値であるというのが、「実現すべき」という表現が今ひとつぴんとこないと言いますか、例えば「法が実現する」というのは、法が作り出すんだというアプローチであれば、の手続的正義というのは非常に分かりやすいと思うんですけども、実質的正義の方は作り出すという意味に捉えてしまうと何となく分かりにくい感じがします。

「実現すべき」という言葉に焦点を当てて理解を深めさせていただけるとありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

土井座長 ここも難しい言い回しで、先ほども少し申し上げた点なんですけど、およそ法であれば充足しなければならない条件と言いますか、そのようなものを前提にすると、まさに法固有の価値みたいなことになってくるんですね。そこは形式的正義の方にかかわっていて、実質的正義の部分については、何が正義かというように判断するのは法固有の領域の問題ではなくて、政治プロセスなのか、マーケットなのか、色々なところで判断をして、その判断した結果をルールとして取り込んでいくのだと思います。

そのルールを守ることによって、そこに取り込んでいった正義が実現されるのだという説明の仕方。それからもう一つ、そういう配分の正義という問題が法固有の問題としてこうあるべしというのがあるんだという考え方と、伝統的には2つあるんですね。そのどちらをとるかによって、法の領域が広がったり非常に狭まったりということになっています。ここで「外在的」というふうに田中先生の御意見としておっしゃられたのは、ここ自体は必ずしも法から当然に出てくるわけではなくて、政治とか経済とか道徳というところから一定の基準ないしは配分のやり方が出てきて、それを取り込んで実現するんだという説明の仕方をされているんだろうと思います。

吉崎委員 ありがとうございます。

鈴木委員 頭に思い浮かぶのはアメリカの法教育の話で、配分的正義、強制的正義、手続的正義と、ロールズの的な発想の正義観が出てきていますけれども、今、土井先生がおっしゃったように、実質的な正義というのをどういうふうに扱うのか、法教育でどこまでどうやるのか

と考えると、アメリカの法教育というのは、訳の問題もありますけれども、法関連教育という、法という切り口からものを見ようと。そこにはこういう実質的正義も裏にあるよと、そういうものをそこで認識しましょうよということなんだろうと思います。

確かに実質的正義は政治のプロセスでの話であったり、経済での話であったりするわけですが、法の切り口、法理の裏にそういう価値があるということを見せることもある意味で大事なことなのかなと思います。また、法がそういうものに基づいているという部分を気づいてもらうことも非常に大事なことなのかなと今は考えます。ですから、法と政治と、法と経済と、法と道徳と、いろいろな部分を切り分けて、法の本来の部分はどこなのかなというのは確たるものとして持っておかなければいけません、そこだけに狭めてしまうということである必要はあまりなくて、ある部分、その辺りは柔軟に考えられないかと。また、そうすることで法というものを広く見えるのではないかと、感覚的な表現ではありますが、そう考えております。

土井座長 ありがとうございます。

先ほど江口委員から御指摘のあった点ともかかわってきて、法そのものをどう考えるか、あるいは、正義そのものをどう定義するかという問題、そこはいろいろと見解の対立のあるところですので、ここでどこまで詰め切ってしまうかという点が問題になるだろうと思います。それに対して、江口委員がおっしゃったように、教育の観点からすると、そこをどう詰めるかは別として、いずれにせよ法の役割を理解する上においては、実質的正義にかかわる基本的な考え方を理解してもらわなければ、法が取り扱っている問題そのものの的確な理解にはつながらないと思います。

その意味で、法が実現すべき価値というかどうかは別として、そういう実質的正義の問題について議論はしておいてもらおうと。それを法がルール化して取り扱っているんだという形でやれば、必ずしも法自体に固有でなくて、政治や経済にもかかわるかもしれないけれども、法教育を実施していく上では重要な前提あるいは内容だという整理の仕方もあるだろうと思います。今言ったような形でこの問題は、個別の意見をお伺いしながら整理していくということによろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのほかの点についていかがでしょうか。

江口委員 『はじめての法教育』では義務教育の出口で教育しようというスタンスをとりましたが、橋爪先生の議論もあるように、それから、田中先生も基本的にはそういうことだろうと思われたと思いますが、入口で誤解をされれば、結局は出口で幾らやっても同じではないかということになると、私は小学校の教材の論点としても、文部科学省が出したように少しアイデアみたいなものでもいいので、冊子を作れというのではなくて、アイデアみたいなものを本気で小学校、中学校、義務教育という形で少し書き込んでほしいと思います。法教育の推進という意味はそのことが必要になってくるんだという気がします。

土井座長 今までのところ、発達段階の重要性については議論してきたわけですが、中学校を主な対象として検討してきました。しかし、御指摘のように小学校の段階から前提を築き上げないと駄目だという点もあり、今はおっしゃられませんでしたけれども、高校の段階でどう引き継いでいくかという問題もあるところで、その点について今後検討しなければいけないというのはそのとおりですし、その点の意見をどのような形で取りまとめていくか、文章にしていくかというのは、また考えていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。御覧いただいたら分かると思うのですが、私自身、法教育を推進しているわけですが、純粋に法的な部分だけに特化した教育内容を構築してという形にするのはなかなか大変だろうと思います。そこがよくあらわれているのは、例えば正義以外の価値のところ、「自由」とか「平等」という言葉が出ております。これを実現するために法システムあるいは法的なるものが非常に重要な役割を果たしているということは確かですし、少なくとも立憲主義憲法のもとにおける国家システムはこういうことにコミットしていると考えてよろしいんだろうと思うんです。

しかし、「自由」「平等」そのものは、政治的な価値であったり、憲法プロパーの問題であったりしてくるわけで、そうするとここは関係ないからというように切っていくと、非常に純化された法的な部分は形式化する傾向がありますね。どこの国でも法と言えば最低限こういうものというようになってきて、そうすると、必ずしも日本社会に限らないということになっていくでしょう。ただ、日本における教育として法を取り扱う際に、そこまで学問的に純化した法というのを教えると言いますか、取り扱うべきなのか、日本の他のシステムですね、政治、経済、あるいは、実際にある実定法システムというものと結びつけた形で教育を議論すべきかという、後者ではないだろうか。どこまでが憲法教育で、どこからが政治教育なのか、区別はつかないかもしれないけれども、有機的なものとしてこういう形で組み込んでもらいたいというように議論していく方がいいのではないかと思うところもあるのですが、この辺り、各委員どのようにお考えか伺わせていただければと思います。

山下委員 「自由」と「平等」のことで、政治的な価値も云々という話がありましたけれども、民法でいくとそれは前提の、要するに独立の法主体として「自由」「平等」「独立」が基本原則になっているわけですから、私的自治にもかかわるわけです。ここの項目としては「独立」が入っていませんけれども、「権利」「義務」「責任」、このあたりに入ってくるんだとは思いますが、4つの柱を教えるために、最低限、言われている「自由」「平等」「独立」はかなり説明していかないといけないのかなと思っております。

土井座長 ありがとうございます。

実際そうでした、法律の専門外の方には結びつきが分かりにくい点ではあるのですが、形式的正義という部分と「平等」のところの形式的平等というのは非常に密接な関係がありまして、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるべく」というのは、形式的平等でもあります。なぜ形式的平等だけでは足りないかという、何が等しきものなのかということを考えるという問題になりますと、もう少し「平等」を実質的に考えないといけないうふうになり、「正義」の方でいきますと、「正義」の内容を実質的に考えなければならぬという形になりまして、結構密接につながっております。

なので、今回示していただいている文章のように、少し広めにいろいろなものを組み込んで、議論が可能なようにしておきたいと思っています。ただ、整理の仕方は、先ほど御意見が出ておりますように、「法が実現すべき価値」という表現がいいのかどうかという点等については、また御相談しながら進めていきたいと思っています。よろしゅうございますでしょうか。

そのほか御意見等ございますでしょうか。今日ではなくて結構ですので、各委員にお考えいただいております点、今後、専門家の先生にもお越しいただいて御意見をいただくことになると思いますが、資料1の最後のページにあります から、我々が主だったも

のとして取り上げた部分でございます。そのうちの の2つ目ですね、「 と , , それぞれとの関連をどう理解するか」という指摘でございます。

ここの部分につきましては、法律の専門家の先生方であればおわかりいただけますように、憲法の私人化効力の問題、憲法と民法秩序の相互関係の問題をどう整理しておくかということです。法律家以外の方もおられますので、もう少し言いますと、憲法というのは誰が守らなければならない規範なのかという問題です。私人間においての権利主張、あるいは、私人間においての自由の問題という点に憲法が及ぶかどうか。あくまで憲法というのは政府を拘束するものだけなのか、それとも、一般国民が他の人に対しても負わなければならない何らかの基準を含んでいるかという点、これが今後詰めていく上においては、2と3の部分、あるいは、1の部分の整理をどう整理するかということになるかと思えます。

これは若干専門的な問題でもあるということもありますので、ここですぐというわけではございませんので、各委員で少しお考えいただいて、あと、今後議論が進んでいく中で少しずつ詰めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の御意見を踏まえまして、法教育の骨格、法教育によって身につけるべき法的資質の骨格等について、再度整理していくと同時に、次回以降は法と政治、あるいは法と経済の部分につきましても、どのような理解をすべきかという点につきまして、猪木先生、佐々木先生のお話を踏まえながら、さらに協議を進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、教材改訂検討部会での検討状況について、司法法制部の大谷部付から御報告をいただきたいと思えます。

それでは、大谷部付、よろしくお願いいたします。

大谷部付 司法法制部の大谷と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に、資料2及び資料3という書面を御用意いたしました。前回は司法法制部の内堀から教材改訂検討部会の取組については、多少の報告をしているところですが、それに引き続いて、さらに事務局として2点、御報告と御相談をしたいと思います。

第1点でございますが、「Q & A」というものを現在作成しております。これは『はじめての法教育』に載せられている4つの教材が、法教育になじみのない一般の先生方にとってはやや難しいのではないかとこのところを踏まえまして、もっと分かりやすい補助教材というか、先生方によく分かってもらえるようなものを作成してはどうかということで、「Q & A」を作成しているところです。

その「Q & A」は4教材について内容に踏み込んで、よくありそうな疑問を立てて、それについての解説を加えると。使い方として、現在考えておりますのは、法務省のホームページに載せて見ていただくということでございます。教材改訂検討部会では、それぞれの構成員の先生方が大変に熱心・活発に検討していただきまして、いろいろな御意見を伺って、「Q & A」がある程度の形になって、詰めの段階に入りつつあります。本日この後、5時半から部会がございまして、さらに突っ込んだ議論ができればと考えているところでございます。

先ほど申し上げました「Q & A」のQの表を見ていただきたいと思えますが、これは事務局でまとめたペーパーでございます。「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意

義」,「司法」について,それぞれ問題数が39,28,28,27となっております。「ルールづくり」は「マンション」と「ゴミ出し」という2つの教材がある関係で,今のところ問題数が多くなっております。

どのようなことについて項目立てをしているかと申しますと,まず授業に入る前に基本的な理解を得るところで,3問から4問程度,各分野で問題をつくっております。

それから,単元のねらいということで,各単元についてどのようなことをねらっているかということに4問から6問程度でつくっていただいております。

そして,単元全体の流れについて触れた上で,第1時から第3時ぐらいまでの具体的内容に入っていく。これはそれぞれの教材でいろいろ違いがございますので,問題数が多い部分もあれば,少ない部分もございます。

第2時,第3時と進みまして,3枚目の最後の方でしょうか,「選択トピック」ということで,ルールづくりに関してのみ,ここからは問題がつくられております。

それから,最後,4枚目に「その他」という形で,前記のいろいろな項目に入らないものについて問題をつくっていただいております。

そのほか,特に現段階では「司法」について用語解説集のようなものを作るということも考えていただいております。法教育にはやや難しい概念がどうしても出てきますので,簡単な用語解説集を最後につけるのはどうかという案もあって,それを今日の部会でも検討しようかと思っているところでございます。

Q&Aをホームページに掲載するほか,委員の先生方には,これを紙媒体で配布する方法としてどういうことがあり得るか,紙媒体だけではなく配布の方法としていろいろな考え方があるのではないかということについて御意見を伺いたいということと,今のところこのようなものが案として出ているのですが,全体の方向性で,もう少しこうした方がいいのではないか,問題数としてもっと絞った方がいいのではないか,あるいは多くした方がいいのではないか,また,用語解説についてのお考えなどについて御意見を伺えると大変ありがたいと思っております。

それから,第2点はDVDについてでございます。これも「Q&A」と同じく,4教材を使った授業について,現場の先生方ができるだけ簡単に理解できるようにということで企画しているところでございます。DVD製作を企画するに当たって,土井座長をはじめとして数人の委員の先生方に御意見を伺っているところですが,さらに皆様からの御意見がいただけるとありがたいと思っております。このDVDについてもこの後の部会でさらに議論をする予定でございます。

資料に従って多少説明させていただきましますと,とりあえずは教育委員会等にDVDを配布して,先生方に対する研修に使用してもらえないかということを想定しております。一番望ましいのは各先生が1枚ずつDVDをお持ちで,気になったときにぱっと見れるというのが一番望ましいところでございますけれども,予算の関係等もあり,それがどうしても難しいのです。

そこで,4つ目の になりますけれども,DVDの著作権を放棄して,コピーフリーとするというようなことも考えてはおります。ただ,これは御指摘いただいたことなんですが,このDVDは『はじめての法教育』の中に載せられていることをDVDの中で扱うということで,『はじめての法教育』を出版されているぎょうせいさんとの関係で何か問題はあり得

ないのかということもありまして、この辺りはやや難しいところがあるかなと考えているところでもございます。

それから、これはかなりの容量になってしまいますので、ウェブサイトに全部を載せるというわけにはいかないんでしょうけれども、何か興味を引くような形で載せることができないうということも考えております。DVD自体はパソコンで見るDVD-ROMにすることも考えたんですけども、普通の再生専用のDVDの方がいいのではないかと。DVDであればパソコンでも見れるということで、そちらの方がいいのではないかと考えております。

それから、全体の構造ですけども、授業風景の映像をお見せするという考えです。できるだけ実際にやる先生方の参考になるようにということで、そこに適宜コメントを挿入するスタイルでいかがかと思っております。あとは導入部とか、各教材の解説という形でいろいろ書いてございますけれども、全体のイメージとしては、できるだけ先生方にわかっていただくというところで作りたいと思っております。先ほど申し上げました配布の方法を含めまして、DVDにこういうことを入れたらいいのではないかとこの内容のことも含めて、御意見を伺えればと思っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただいま大谷部付からもございましたが、教材改訂検討部会で作成を目指していますDVD教材の頒布方法、内容、それから、先生方にとって役立つ「Q & A」作成の方向性、あるいは頒布方法について、御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

羽間委員 確認させていただきたいんですけども、このDVDは何分のものなんですか。

大谷部付 今日の部会で例をお見せしようと思っておりますが、各教材30分ずつと考えておりますけれども、編集するのが難しいというところもございまして、3時間を30分とすると本当の授業風景をお見せするにはやや短いかもしれません。

羽間委員 ただ、これ以上長くなると現場の先生は見ていないかもしれません。

吉村参事官 これでなければいけないということはございませんので、むしろ現場の先生の観点からするとこういう方がいいということがございましたら、御自由に御意見をいただければと思っております。

土井座長 いかがでしょうか。

高橋委員 こちらの教材の前提となる「法教育の方法」にもあります、全体をつなぐ思想の確認とかイメージとか、法教育の全体的なイメージを、総論的な部分はどの程度分量としてお考えなんでしょうか。

大谷部付 それも特にまだかためておりません。10分なり20分なり、あまり長いとかえって興味を失ってしまうところもあるかもしれません。目的としては、授業風景を見ていただくということですから、DVDで、例えばルールづくりのこういう項目についての映像を編集する。DVDだとメニューである程度見れますので、そのところだけ飛んで実際のところを見てみるとか、そういうものをイメージしております。

大杉委員 私はこの授業風景をぜひ多めにさせていただきたいと思うんですね。実は『はじめての法教育』の指導計画を見ただけで授業イメージが出て、「さあ、できる」ということはなかなかできにくいと思うんですね。「Q & A」のQも、実際に授業をしたという前提で、こういうことが困るだろうと思われると思うんですね。そういう意味では、これの紙媒体で

書かれているものの授業イメージを出して、「あ、あれはどうするんだろう」というQを、納得してQにするということで、回答を見て、こういうふうにするんだなと考えるということをやっただけならば、全国の学校の先生方も授業イメージと、あの授業イメージをやる時にどうすればいいのかという疑問をそこで起してもらおうと、そういう役目も果たすのではないのかなと思うんですね。

私も弁護士会などでやられている指導計画を見せてもらいましたけれども、例えば秋田でプライバシーの問題で、教室の中の荷物検査と飛行機に乗るときの手荷物検査、あれは授業でどうするんだろうというイメージはあったんですけども、DVDで見て「ああ、なるほど、ああいうふうに授業展開できるな」と思って、非常によく分かると思うんですね。そういう意味ではぜひDVDを、授業風景を結構出していただくという方向でお願いしたいなと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

今の御意見、いかがでしょうか、ほかの委員の方。DVDと「Q&A」を別々につくるというふうにするのではなくて、『はじめての法教育』を見ながらDVDを見て、そこで実際授業を追体験してもらった上で、出てくるだろうQ&Aを「Q&A」の方で読んでもらうというふうに作成したらどうかという御意見だと承りましたが、その点、いかがでしょうか。その方向でよろしゅうございますでしょうか。

そのあたりが、先ほど少し出ました時間をどの程度にするかという問題にかかわってくるでしょう。ここは確かに先生方がお忙しいので、長いものをつくと見ていただけないのではないかという解釈も他方であり、片方ではそうは言っても詳しくして全部見た方が最終的には先生は楽ではないかという、行間をあちこちで読んでもらうよりは、ざっと見てもらった方がいいのではないかという御意見もあるところで。この辺、作成部会は中学校の先生方はたくさん入っていただいておりますので、その辺の意見を伺っていただきながら、進めていただければと思います。

そのほかの点、いかがでしょうか。配布方法等について何か御意見ございますでしょうか。
羽間委員 これは教育委員会等に配布し研修等に使用してもらうことを想定されているわけですが、配布するだけだと研修には使用しないのではないかなと思うんですね。つまり、解説する講師が必要なのではないかと思います。配布するだけだと、本棚に入ってしまう可能性もあるのではないかなと思いました。

土井座長 ありがとうございます。

研修する人をどうするかという大きな問題でございますが、このあたりいかがでしょうか。
研修というのはどういうものなのかということについて、江口委員が大杉委員、何かあれば。
大杉委員 研修には、教育委員会が教育センターなどで行う研修と、昨日のような都教委主催としての研修とか、あるいは、自主研修、校内研修という、幾つかの研修があります。教育委員会で行われている研修は独立性がありますから、教育委員会がぜひやるという県はかなりあると思うんですけども、そのほかに自主研修ですかね、先生の研究団体の自主研修、そういうところのPRも必要かなと思うんですね。

できればこういう方が講師として参加可能ですよという紹介があれば、先生の名前を載せておくとか、そういうこともあるかと思っておりますので。

土井座長 ありがとうございます。

教育委員会のみならず，自主検討等へのPRも必要ではないかという点，それから，研修用講師をどうするかという点を検討していただく必要があるのではないかと感じますので，その点についても検討をしていただくようお願いしたいと思います。

そのほか，いかがでしょうか。

江口委員 法教育を普及させるためにDVDをつくったり，Q & Aをやろうという取組についても大賛成なんだけれども，現実には文部科学省が学習指導要領の論点の一つとして入れ始めるとマーケットというか，民間が大きく出ますよね。それから，好きな先生がやるんですね。既に「どうやるの」という問いを現場はやっていると思うんですね。そのときに、『はじめての法教育』の次に次の法教育をつくるわけではないわけだから，この意味をちゃんと解説するような，今後出すこういう教材の中にも入れておけば，そうでないというか，違うグループの人たちがつくったときには，またそこは違う法教育が出てくるだろうし。そうするとそれが健全になっていくような気がしているので，ぜひそういう考え方も入れてみてください。

土井座長 ありがとうございます。

あちこちで様々な教材が出てくること自体は以前から望ましいことなんだという方向で考えてきておりますので，とりあえず今回のDVDは我々が研究会の際につくった『はじめての法教育』の内容，あるいは，その方向性を分かりやすくするという視点からおつくりいただくという形にして，そういうものが広く普及すれば違ったもの，あるいは，違う視点のものも出てくるだろうということで，その点は否定しているわけではございませんので，そういう方向で進めていきたいと思っております。

そのほか，いかがでしょうか。配布方法について，これは予算上の制約もございますので，1万枚つくれと言われてもつくれないところでございますので，一応4,000枚程度を前提にして，教育委員会あるいは法律関係者に配布するということになるかと思っております。あと，その後，先生方にどのように下ろしていくかという点につきまして，コピーフリー等のお話が出ておりますが，これも今後詰めていかなければいけない点，先ほど御指摘があったような点等を詰めていただくこととしたいと思います。

委員の方で少しお考えいただいて，こういう方法があるのではないかと，あるいは，この点に気をつけるべきだということがありましたら，事務局に御意見をいただければと思っておりますので，よろしくお願ひいたします。

それでは，教材改訂検討部会の進展状況等についてはこの辺にしたいと思います。

最後に，幾つか法務省主催の行事につきまして御案内等がありますので，この点につきまして，吉村参事官からお願ひいたします。

吉村参事官 それでは，最後に少しだけお時間をいただきまして，行事等について御紹介させていただきます。お手元に2つほどチラシを配らせていただきました。

1つは「法の日」の関連行事でございますが，例年，ヤクルトホールで，法務省だけではなく，最高裁判所，最高検察庁，日本弁護士連合会，これらの共催によりまして記念行事をやっております。今回は，特に裁判員制度にスポットを当て，最高裁判所がおつくりになった『評議』の上映とともに，その主演をしていただきました榎木孝明さんのトークショーで，裁判員制度についていろいろ学んだり楽しんだりする，そういう行事をさせていただきます。無料でございます。本日お配りいたしました申込書をファックスでお送りいただきまして，

定員に満ちるまでは御参加いただけますので、御関心のある方は御出席いただければと思います。

もう1点でございますが、これも法務省だけではなく関連する最高裁判所、日本弁護士連合会等の共催によりまして、法教育のシンポジウムを今年は大阪でやりたいと考えております。日時、場所等はお配りしたとおりでございます。基調講演については、大杉委員にお願いしているところでございます。また、パネルディスカッションについては、土井座長にコーディネーターをお願いしております。法教育推進協議会でも御紹介ございました、大阪の阿武野中学校での実践例などを参考にしつつ、今後具体的にどのように進めていくかということについて、報告、パネルディスカッションなどを行っていきたいと考えております。大阪でございますので、遠いところではございますが、法教育を全国に普及するという観点で、東京だけではなくいろいろなところでやっていきたいということの一環として、今回企画させていただいたものでございます。大阪方面に知り合いの方がいらっしゃる方はお声などをおかけいただければと思いますし、可能な方はぜひ東京都からもご出席いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、予定した時間よりも若干早いのでございますが、本日はこの程度とさせていただきます。

次回は10月30日、月曜日に、この会場で開催する予定でございます。議事につきましては、倫理学が御専門の東京大学の川本隆史教授にお見えいただいております。

それでは、本日はここまでにいたしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

- 了 -